

|         |   |
|---------|---|
| 氏名(本籍)  | 楠 <small>くす</small> 元 <small>もと</small> 克 <small>かつ</small> 徳 <small>のり</small> (東京都) |
| 学位の種類   | 博士(医学)  |
| 学位記番号   | 博甲第1147号  |
| 学位授与年月日 | 平成5年3月25日   |
| 学位授与の要件 | 学位規則第5条第1項該当  |
| 審査研究科   | 医学研究科   |
| 学位論文題目  | 司法精神鑑定例における酩酊犯罪者の供述の研究<br>——記憶欠損の訴えとその評価——  |
| 主査      | 筑波大学教授 医学博士 三澤章吾  |
| 副査      | 筑波大学教授 医学博士 稲田哲雄  |
| 副査      | 筑波大学教授 医学博士 大菅俊明  |
| 副査      | 筑波大学教授 法学博士 土本武司  |
| 副査      | 筑波大学助教授 医学博士 水澤英洋   |

## 論文の要旨

### 〈目的〉

司法精神医学のなかで酩酊犯罪は、医師間における見解が最も食い違うことの多い領域である。アルコールによる酩酊が犯罪の原因になることは古くから知られており、現代においても酩酊は犯罪と深い関係を持っている。

わが国においては酩酊犯罪の精神鑑定にスイスの精神科医Binder, H.の三分法による分類を用いるのが一般的であり、単純酩酊には完全責任能力、複雑酩酊には限定責任能力、病的酩酊には責任無能力を適用するという原則が成立している。この体系は一見便利ではあるが、複雑酩酊や病的酩酊などの異常酩酊の診断は必ずしも容易ではない。専門家の間でも、異常酩酊の指標についての論争は続いており精神鑑定の実地上鑑定人が苦慮することが稀でない。

特に異常酩酊の指標には「健忘」の要素が含まれているため、酩酊犯罪を犯した被鑑定人が犯行自体の記憶欠損を主張した場合、その判定が問題となる。すなわち、鑑定人が記憶欠損の主張を採用し、Binderの分類を適用すれば、被鑑定人は異常酩酊の状態にあったと判断される蓋然性が高く、責任能力の減免の対象となり得るからである。

一方酩酊犯罪者が罪を逃れようとするために、最も簡単にとりうる方法は犯行を「酔っぱらっていて憶えていない」と言うことであるのを考えれば、記憶欠損の判定が重大な意味を持つ事は明らかである。

本論文では、司法精神鑑定例における酩酊犯罪者の供述の特性を分析し、特に記憶欠損を訴える

者と訴えない者との差異を検討する事を目的としている。

#### 〈対象と方法〉

対象は、1979年4月から1992年3月までの間に筑波大学社会医学系精神保健グループの小田 晋らが鑑定を委嘱された、犯行時にアルコールにより酩酊していた事が明らかな男性30例である。なお、内因性精神病の者、犯行時にアルコール以外の物質を使用していた事が明らかな者、女性は除外している。

上記の対象の精神鑑定書には、家族歴、本人歴、犯行前後の精神状態に関する問診が、一問一答式に記載されている。その一問一答式の供述の部分に、富田らの手法と同様に供述心理学の知見を援用した。具体的には、言語学の領域で広く用いられているGrice, H. P.の「協調の原理」を導入し、各発話毎にスコアリングを行い、その供述特性を検討した。また犯行そのものの記憶に関する供述が、警察・検察・公判段階の供述と変化しているか否かを調査した。

#### 〈結果と考察〉

対象30例を、A：全面的記憶欠損あり群（10例）、B：部分的記憶欠損あり群（5例）、C：記憶欠損なし群（15例）に分けて検討したところ、（B群は少ないため検討から除外した）

①Griceの基準のスコアからA群は必要以上の発話をし、また真実でない発話をする率がC群より高率であった。

②犯行そのものについての供述の変化を調査したところ、A群では供述の変遷が起きている例が、C群より有意に多かった。

③犯行に直接関係のない供述の変化についてもA群はC群より有意に変化が多かった。

以上の結果から記憶欠損を主張する群は、記憶欠損を主張しない群に比して、必要以上の事や真実でない事を述べ、供述が変遷しやすい傾向にあるという事がわかった。

従って、酩酊犯罪者で精神鑑定時に記憶欠損を訴える例に対しては一件調書類を精読し、時間的な経過を追って供述が変化しているか否か、またどのように変化しているかを把握することの重要性が示唆された。

また、本人に対する問診だけによって鑑定書を作成するのではなく、家族等から十分な情報を集め、あるいは学籍照会等を行って本人の人格について知ることが有用であると考えられた。

被鑑定人の「記憶がない」という主張に過度に拘泥しては結局水掛け論となるので、可及的上記のような客観的行動学的な指標を用いて犯行時の精神状態を判断すべきであると考えられた。

## 審 査 の 要 旨

本研究は、鑑定人あるいは医師間において最も見解が異なることがある酩酊犯罪について、酩酊犯罪者の供述の特性を分析することにより、客観化、定量化を試みようとしたものである。

30例の精神鑑定例について、実際に著者が鑑定の補助を行っており、記憶欠損を訴える者と訴えない者との差異を詳細な供述にスコアリングを行い、供述の変化を捕らえている。

本論で得られた結果が直ちに実際の鑑定手技に一般的に応用されるか否かは未だ明らかではないが、酩酊犯罪の鑑定に客観化を導入し、判断に指標を示したことは今後の鑑定に方向性を与え、鑑定者間の著しい差異を少なくすることに役立つ有意義な論文と評価された。

今後さらに本研究を発展させる必要があるが、著者は社会医学の研究者として十分に行っていることが窺える論文である。

よって、著者は博士（医学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。